

# 施設利用規約書

## ○第1条 規約の適用

本規約は、MAHOROBA FOREST Bouldering Space（以下当ジム）が管理運営する、クライミングジム（以下施設）における利用方法について定めたものです。本規約は、施設利用者すべてに適用されます。

## ○第2条 施設の利用目的

本施設は、クライミング愛好者はもとより、クライミング未経験者など、より多くの人にクライミングを楽しんでもらえるように、クライミングの発展振興を図ることを目的とします。

## ○第3条 会員

施設の利用は会員制とします。但し特例として、他団体の責任のもと開催される単発の体験イベントや行事を当施設で行うときは、その参加者は会員登録を行わずに施設を利用することができます。

会員の条件は、第2条に掲げた目的、クライミングの危険性と自己責任の原則を理解でき、本規約、ならびに注意事項を遵守し、賛同できる方とします。

会員登録には誓約書に署名しなければなりません。

当ジムは、会員から取得した誓約書記載の個人情報についてその保護に努め、取得した個人情報は緊急時の連絡用に使用します。

会員は、施設を利用する際には会員証を提示しなければなりません。会員証の貸与・譲渡はできません。

18歳未満の会員登録は、本人とその保護者が連署した上、申し込むものとします。この場合、保護者は自ら会員となった場合と同様に、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

中学生以下の生徒、児童、幼児が当施設を利用する場合、保護者または引率者が常に付き添うことを原則として利用を認めます。

## ○第4条 会員登録の取り消し

当ジムは、会員が以下の項目のいずれかに該当する場合は、会員資格の一時停止もしくは取り消しをすることができます。

- ・会員が当ジムの施設規定・規則に違反した場合
- ・会員証の貸し借り、譲渡等の不正な行為があった場合
- ・ジム内において公序良俗に反する行為、及び違法行為があった場合
- ・ジム内において他の会員やジム従業員に対し著しい迷惑行為があったと判断した場合

## ○第5条 施設の利用

会員は、本規約、ならびに注意事項に従って施設を利用しなければなりません。

施設の利用は、当ジム従業員が施設に滞するときに限ります。また、利用の際はジム従業員の指示に従ってください。

次のいずれかに該当する場合、施設の利用はできません。

- ・当ジムは施設の点検・改修、イベントへの貸し出し等により、施設の一部の利用を制限する場合があります。
- ・当ジムは、天災、法令の制定改廃・行政指導、社会情勢・経済状況の著しい変化、その他、予想し得ない事柄が発生した場合は、施設のすべてまたは一部を廃止、あるいは利用を制限することができます。この場合は、会費の返還はいたしません。

営業時間及び受付時間は、店頭、パンフレット、ホームページにて開示します。

これらの時間は当ジムの都合により変更されることがあります。

## ○第6条 利用料金

施設を利用するときは、決められた利用料を収めなければなりません。

施設利用料、会費、回数券等は、前払いとし払い戻しは不可とします。

## ○第7条 クライミングウォール

施設のクライミングウォール（以下ウォール）をクライミング以外の目的で使用しないでください。

運動できる服装に着替え準備運動を必ず行ってください。

ウォールは100%安全ではない。「ホールドは回るかもしれない、マットの継ぎ目に落ちるかもしれない」など、常に安全を意識して登ってください。

登るときには安全に着地できるように意識して登ってください。最上から飛び降りず一段下がり安全な体勢で両足から着地してください。

スポット（落ちてきた人が自分の足で着地できる体勢に導くこと）を行う場合を除いて、登っている人の下には入らないでください。

登っている他の人と接触しないように譲り合ってください。

チョークの飛散防止のため、必ずチョークボールまたは液体チョークを使用してください。

終了点より上のコンパネのふちは持たないでください。バリ、ネジが出ている場合があります。

ウォールの裏には鉄骨や鉄パイプがあり危険です、ウォール裏には絶対に入らないでください。

## ○第8条 近隣への配慮

大声、奇声や鳴り物の使用など、近隣の方に迷惑となる行為はお断りします。

扉の開け閉め等、音が出ることは配慮してください。

喫煙は施設内の指定された場所で喫煙してください。路上での喫煙はしないでください、近隣へ迷惑となります。

施設の前でたむろしないでください。

その他、ご近所の迷惑になるような行為は厳禁です。

## ○第9条 事故・怪我、その他損害

当施設内で発生した事故・怪我について、当ジム、ならびに当ジム従業員はその責任を負わないものとします。

ホールドの回転・破損、マットの隙間への落下、課題の性質による事故・怪我など、人工壁でのクライミングにおいて予見できる事柄についても同様です。

施設内で発生した盗難・傷害その他の事故について当施設は一切の責任を負いません。又、会員は自己の責任に帰すべき原因により、当施設又は第三者に損害を与えた場合、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。

## ○第10条 変更

当ジムは、必要に応じ本規約内容の改正 及び本規約に定めない事項を定める事ができることとします。

以上